

教育令期における小学校教員の教職キャリア： 長崎県の教員履歴書の分析

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-04-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 由希子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00027261

研究ノート

教育令期における小学校教員の教職キャリア

—長崎県の教員履歴書の分析—

松尾 由希子（静岡大学教職センター）

要約：

本稿は、教育令期における長崎県の小学校教員の履歴書から、教員として求められた資質について、任用時から任用期間を通じた学習履歴及び職務経験という教職キャリアの視角から検討した。その結果、主に4点があきらかになった。1つに、中学区によって任用期間中の教員の学習を支える師匠の人的ネットワークが存在し、機能した可能性である。2つに、教員は「学制」以降、洋算などを必要としたことが任用時の学習履歴からわかるが、それは、任用期間中の学びにも顕著に現れていた。3つに、長崎県の小学校教員は、授業生（無資格）を経て教員（有資格）になる人が多かった。そのため、授業生として勤務しながら教員免許取得のために、師範学校入学などに向けた学習を要した。4つに、教員の辞職は、教職の専門性を高めるためのキャリア選択という面があった。師範学校進学などを理由に辞職する教員が一定数存在したが、師範学校卒業後に教員として復職した。

キーワード：日本近代教育史、教育令期、小学校教員、教職キャリア、学習履歴、職務経験

はじめに

本稿の目的は、教育令期に小学校教員として求められた資質について、任用時から任用期間を通じた学習履歴及び職務経験という教職キャリアに着目して、検討することにある。

教員の資質については、主に教育制度史の領域で教員資格に着目した研究が進められてきた¹⁾。明治5年（1872）に颁布された「学制」における教員資格は、師範学校または中学校卒業という学歴にあった。しかし、明治12年（1879）に「学制」は廃止され、「教育令」に代わったことで教員資格も改められた。さらに、この「教育令」は翌年に改正され（以降、「改正教育令」と記す）、明治18年（1885）に再び改正されるまで実施された。この明治12年から明治18年8月までの期間は、文部省によって学校や教員養成に関わる達などが定められ、教育制度の整備が進んだ時期といわれている。そこで、本稿では明治12年の「教育令」から「改正教育令」が改正される明治18年8月までの期間を教育令期として、対象時期とする。教育令期において、教員資格は師範学校卒業にあったが、師範学校だけでは必要とする教員数を確保できなかったため、教員検定試験（以降、検定試験と記す）などを実施して、有資格教員数を増やそうとした。しかしながら、当該期において、無資格教員の割合は高く、明治18年になんでも無資格教員の数は全体の68%を占めていたといわれる²⁾。このように、当該期において無資格教員数が多かったにも関わらず、先行研究では、有資格教員を対象とすることが多く、無資格教員を含めた教員の資質について、ほとんど検討してこなかった。そのため、当該期における無資格教員も含めた当該期の教員としての資質の実態はほとんどわかっていない。

そこで、本稿は無資格教員も含め、教育令期において教員として必要とされた資質について、教員資格以外の視角からも検討する。具体的には、「教員に任用される前の学習履歴」「任用中の学び」「辞職理由

と再任用までの学び」「文部省などから授与された賞」である。本稿の課題を検討するための史料として、「改正教育令」が改正される明治 18 年 8 月の直前の時期である 1 月及び 3 月に着目し、教員の進退に関する資料をとりまとめた簿冊（長崎歴史文化博物館所蔵）に収録された履歴書³⁾を用いる。

近年、教員の資質を明らかにするために、学習履歴の実態に着目した研究も進められてきたが、その対象時期は「学制」期が中心だった。花井信氏の研究⁴⁾や別稿で「学制」期の群馬県小学校教員の学習履歴について検討した結果、「『学制』前の時代までの学習履歴だけでなく、近代に対応するための新しい学問である洋学、洋算、教授法の基礎となる小学教則も学んでいた」⁵⁾ことがあきらかになった。しかし、史料として教員任用時の履歴書を用いたため、任用までに求められた教員の資質の実態の解明にとどまつた。教員のキャリアは任用時を始期として、任用から辞職するまでが対象になるため、教員として求められる資質について、任用期間を含めて検討する必要がある。また、教育令期において、小学校や教員養成の制度は隨時整備され、整備の過程で教員に必要とされる資質も変化すると考えられるため、教員資格もふまえたうえで検討する。事例地域として、長崎県をとりあげ、教育令期の期間に一貫して長崎県の管轄下にあった現在の長崎県区域でもある第 1 から第 5 中学区を対象とする⁶⁾。長崎県公立小学校的教員の履歴書は、教員として初めて任用される時だけでなく、昇任時や辞職後に復職する際の履歴書も残存するため、本稿があきらかにしようとする内容、具体的には任用期間中や辞職中の学習履歴及び職務経験についても記録される。そのため、本稿の課題を解決するのに適した史料といえる。

1 教育令期における小学校及び教員資格に関する制度の整備

明治 12 年 9 月 29 日に、「学制」に代わり「教育令」が公布された。「教育令」は、「学制」に比べると文部省による府県への関与が少なく、府県による教育の権限が大幅に広がった。しかし、「教育令」実施後に就学率が低下するなど、「教育令」に対する批判が高まったため、翌年の明治 13 年（1880）12 月 28 日に「改正教育令」が出された。「改正教育令」は明治 18 年 8 月に改正されるが、「教育令」から「改正教育令」の改正までの期間において「小学校教則綱領」などの学校通則が定められ、教育制度の整備が進んだ。

（1）教員資格に関する制度

ここでは、明治 12 年の「教育令」、明治 13 年の「改正教育令」、明治 14 年（1881）の「小学校教員免許状授与方規則」及び「師範学校教則大綱」の中で、教員資格がどのように規定されてきたか、整理する。

① 「教育令」及び「改正教育令」にみる教員資格

「教育令」により、「学制」で定められた小学校教員資格も改められた。「教育令」による教員資格の条項について、牧昌見氏は 4 点を指摘する⁷⁾。1 つに、小学校教員資格は師範学校の卒業資格とした点にある（第 38 条）。2 つに、小学校教員資格について、性別と年齢を改めた点にある。具体的には、男女による資格上の区別はなく、年齢は 2 歳引き下げられて 18 歳になった。3 つに、小学校教員資格の取得は、直接養成方式を原則とした点にある。師範学校を卒業して、卒業証書を取得する方式と公立師範学校に入学しなくても直接検定方式（以降、検定試験と記す）で師範学校の卒業証書を取得する方式があった。4 つに、師範学校卒業及び検定試験以外の新しい方式が制度化されたことである。「教育令」第 38 条の但書に、師範学校の卒業証書を得なくても、教員相応の学力がある人は教員になることを妨げない旨が記さ

れた。「改正教育令」における教員資格も「教育令」で定めた資格をほぼ踏襲した⁸⁾。

② 「小学校教員免許状授与方心得」及び「師範学校教則大綱」にみる教員資格⁹⁾

文部省は、明治14年1月31日に「小学校教員免許状授与方心得」を定め、「改正教育令」の但書に基づき、検定試験による教員免許状の授与を決めた。授与権者は、府知事県令である。教員免許状の有効区域は授与された府県内であり、有効期限を5年と定めた。ただし、この「小学校教員免許状授与方心得」は、明治15年（1882）7月8日に文部省達第24号をもって改正された。改正された「小学校教員免許状授与方心得」では検定試験を原則としながら、特定の条件を満たす人については、検定試験を免除し、訓導の教員免許状を授与した。なお、授業生や補助員は無資格教員とされた¹⁰⁾。各府県は、この「小学校教員免許状授与方心得」をもとに教員免許に関する規則を定めた。本稿の対象地域である長崎県でも、明治15年に「長崎県小学校教員免許状授与規則」を定めている。検定試験による教員免許の取得は、各府県で規則を設けて実施することになった。

「小学校教員免許状授与方心得」につづいて、明治14年8月19日に「師範学校教則大綱」が、文部省達第29号をもって定められた。第8条但書により、師範学校への入学は15歳以上になった。「師範学校教則大綱」における教員資格条項について、卒業証書の種類、7年間の有効期限、師範学校における学習内容が示されたが、有効区域については規定されなかった。各府県は、この「師範学校教則大綱」をもとに、養成による小学校教員資格制度を実施した。さらに、明治14年12月10日に府県に出された第34号達によると、高等または中等師範学科卒業証書所持や7年以上小学校教員の職に従事する学力優等者であることなどをあきらかに示せる場合、試験のうえ終身有効の卒業証書の授与が可能になった。

（2）「文部省年報」にみる小学校及び師範学校の状況

明治17年（1884）及び同18年の「文部省年報」から判明する当該期の小学校と師範学校の状況について、3点を示す。

1つは、増加する生徒数に対して、教員の供給が追いついていない点である¹¹⁾。このような状況は、「学制」期からほとんど変わっておらず¹²⁾、明治18年になっても改善されなかった。2つは、師範学校では中等、高等の2科の養成が主になっており、初等科の卒業生数は減少している点である¹³⁾。初等科教員の多くが検定試験などを受験して教員免許を取得している可能性が高い。3つは、府県において「教員の改良」をはかる取組が行なわれている点である。例えば、教員講習所を設けたり、小学督業を配置したりするという状況があった¹⁴⁾。

2 教育令期における長崎県の小学校及び教員養成に関わる制度

（1）長崎県の小学校教育

長崎県では、明治12年1月に小学訓導巡回を置き、県内の学校の授業を指導する¹⁵⁾など、学校教育の質の向上に向けて取り組んでいた。明治14年5月に公布された「小学教則綱領」（文部省達第12号）に基づいて、明治15年3月に「長崎県小学教則」が制定された。

表1に、教育令期における長崎県公立小学校の生徒数と就学率をまとめた。前年と比較して明治16年（1883）に生徒数が半減しているのは、長崎県区域に変更が生じたためである¹⁶⁾。表1の推移からわか

るよう、教育令期を通じて就学率はほとんど変わっていない¹⁷⁾。

本稿の対象時期である明治 18 年の長崎県公立小学校生徒の就学状況について、2 点の特徴を示す。1 つは、全国と比較しても長崎県の就学率は低い傾向にある。全国の平均就学率は 49.62%¹⁸⁾であるが、長崎県は 30%から 35%くらいを推移していた（明治 12 年の状況¹⁹⁾）。2 つは、女子の就学率の低さである。「長崎県年報」により、男子に着目すると学齢児童の 5 分の 3 は就学しているものの、女子については「甚僅少」だったという。人々は女児教育を弊害ととらえており、女子には

表1 教育令期における長崎県公立小学校の生徒数と就学者の割合

年	生徒数	就学率(%)
明治12年	61821名	29.54
明治13年	63783名	33.29
明治14年	69348名 (男55992名、 女13356名)	33.93
明治15年	76987名 (男59230名、 女17757名)	38.53
明治16年	37244名 (男29973名、 女7271名)	33.29
明治17年	37109名 (男30037名、 女7072名)	34.80
明治18年	37914名 (男30225名、 女7689名)	33.41

『文部省年報』の「府県人口学齢人員就学及不就学表」より作成
(明治13年～明治18年)

し、明治 17 年に女子師範学校が創立され、女児小学校も設立されたことで、女子の就学率向上に向けた環境も整いつつあった²⁰⁾。

(2) 長崎県小学校の教員資格

① 小学校教員検定試験

明治 15 年 8 月 17 日に「長崎県小学校教員免許状授与規則」が制定された。この規則によると、師範学校卒業以外の教員免許状の取得に関して、2 つの方法が示されている。1 つに、官公立師範学校を卒業せずに小学校教員の資格を得ようとする場合、長崎県師範学校で学力を検定し、その後免許状が授与される。検定試験の実施については、明治 15 年の「長崎県小学校教員免許状授与規則」に先立って定められた「長崎県公立小学校教員試験規則」（明治 13 年）の中で、師範学校卒業生が少ないために、検定試験を実施する旨が示された。試験科目は、「講義」「質問」「作文」「手跡」「算術」である²¹⁾。2 つに、検定試験を経ずに教員免許状を取得する人の存在である。第 17 条によると、対象は「硝学老儒」などで、徳望があり「修身」教授の経験者になる。なお、教員免許状を取得できるのは 18 歳以上であり、「品行」については明治 16 年 3 月 2 日に「学校教員品行検定規則」が出された。明治 18 年において、小学校教員検定試験は 4 回予定され（3 月、6 月、7 月、11 月）、流行病で中止になった 1 回を除き、3 回実施した²²⁾。

③ 長崎県師範学校

「学制」期における長崎県の師範学校の沿革については、すでに別稿でまとめているため²³⁾、本稿に関連する部分のみを示す。

明治 9 年（1876）5 月に小学教師養成所は長崎公立師範学校と改称され、さらに明治 10 年 4 月に崎陽師範学校と改称された。この時、県内を 2 つに分け、現在の長崎県区域の管轄を崎陽師範学校とし、現在の佐賀県区域の管轄を佐賀師範学校とした。明治 11 年（1878）6 月には佐賀師範学校は廃止され、崎陽師範学校を長崎県師範学校とした。以降、教育令期における長崎県師範学校の状況についてまとめる。

長崎県では、明治 13 年 2 月 20 日に「長崎県師範学校学則」が制定された。長崎県師範学校の生徒の対象は 7~40 歳の男子である。「選舉」「志願」の 2 種類の枠があり、選舉生は学務委員から推薦を受け

るもので、志願生は自ら望んで入学を希望するものである。選挙生には、推薦した地域が学資を出資するため、卒業後 3 年間以上その地域で教員として従事する必要があった。修業年限は 2 年間である。長崎県師範学校の入学試験合格者は、入学後に行なわれる「全課試験」を受験し、合格すると小学師範科卒業証書が授与された。

長崎県師範学校の在学資格は、原則「入学試験」の合格者であるが、例外もあった。例えば、長崎県において 4 級訓導補以上の職階の履歴があつたり、長崎県の師範学校速成科の卒業資格の所持などの条件を満たすこと²⁴⁾で、受験することなく師範学校への入学を許された。

明治 18 年 1 月 19 日には「長崎県師範学校規則」²⁵⁾が改正され、師範学科は高等（修業年限 4 年）、中等（修業年限 2 年半）に分けられた。入学許可の条件として、県内で小学校教員を志望する以外に、「品行」「学力」「学齢」「身体」があげられた。「学力」は小学高等科卒業以上の学力を有する者で、年齢は 17 歳以上 25 歳以下であり、入学後 1 年以内の徴兵にあたらないという条件が示されている。師範学校の生徒は学資として、1 ヶ月金 3 円 50 銭の給料を受け取り、中等師範学科の卒業者は 4 年間、高等師範学科の卒業者は 6 年間、県内の公立小学校で教育に従事することが定められた。女子師範学校は、明治 17 年 6 月に創設され、翌年には定員を増やして募集した。

(3) 長崎県小学校教員の教員免許取得状況

表 2 に、教育令期における教員数の推移をまとめた。表 2 より、訓導や准訓導に比べると無資格教員である授業生（助手）の数が抜きんで多いことがわかる。明治 15 年の「長崎県年報」によると、長崎県の小学校教員は「欠乏」し、学力もおおむね不十分であるため、教員養成が急務であり、師範学校及び附属小学校の整備の必要性が指摘された²⁶⁾。しかし、この状況は明治 17 年になっても改善しなかった。

明治 17 年において、小学校教員免許状を授与された人は 73 名、教授免許状を授与された人は 116 名、無試験で免許状を授与された人は 63 名である²⁷⁾。しかし、明治 18 年において教員免許状の取得者は 29 名と減少し、教授免許状取得者も 80 名減少した。このような教員免許状取得者減少の背景に、この年の感染症の流行が指摘されている²⁸⁾。

長崎県では、教員数の「欠乏」だけでなく、教員の質の向上も問題になっていた。明治 18 年には小学校教員講習所を附属小学校内に設置し、免許状取得者と授業生志望者に「教育学」「学校管理法」「実地授業法」などを講習した。講習は各郡を巡回して実施することで、一部の地域だけでなく、長崎県全体における教員の質の向上をはかつていた。

表2 教育令期における長崎県公立小学校の教員数

年	教員数(名)	職階による内訳
明治12年	2259	
明治13年	2246	
明治14年	2187	・訓導287名(男287名) ・准訓導0名 ・授業生または助手2187名(男2134名、女53名)
明治15年	2617	・訓導337名(男335名、女2名) ・准訓導10名(男7名、女3名) ・授業生2270名(男2220名、女50名)
明治16年	1484	・訓導324名(男321名、女3名) ・准訓導131名(男126名、女5名) ・授業生1029名(男997名、女32名)
明治17年	1715	・訓導379名 ・准訓導137名 ・授業生1199名
明治18年	1802	

『文部省年報』の「府県公私立小学校及び教員生徒統計表」(明治13年～明治18年)より作成

3 長崎県の各中学区における小学校教員の履歴の特徴

表3 長崎県公立小学校教員の履歴書の属性（明治18年）

	第1中学区	第2中学区	第3中学区	第4中学区	第5中学区	合計
人数	16名（うち女性2名）	7名	10名	13名	7名	53名（うち女性2名）
族籍	士族-7名 平民-9名	士族-6名 平民-1名	士族-8名 平民-2名	士族-12名 平民-1名	平民-7名	士族-33名 (うち女性1名) 平民-20名 (うち女性1名)
年齢	10代-2名 20代-12名 30代-0名 40代-1名 50代-0名 60代-0名 不明-1名	10代-2名 20代-0名 30代-3名 40代-2名 50代-0名 60代-0名	10代-1名 20代-0名 30代-7名 40代-2名 50代-0名 60代-0名	10代-0名 20代-4名 30代-4名 40代-1名 50代-1名 60代-2名 不明-1名	10代-0名 20代-1名 30代-3名 40代-1名 50代-1名 60代-0名 不明-1名	10代-5名 20代-17名 30代-17名 40代-7名 50代-2名 60代-2名 不明-3名

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成

（1）長崎県小学校教員の履歴書の特徴

教育令期の長崎県における小学校教員は、「2 教育令期における長崎県の小学校及び教員養成に関する制度」で示したように、有資格教員より無資格教員のほうが多い点と教員の質の向上が問題になっていた。では、当該期の教員はどのような履歴を背景に教員として勤務していたのか。中学区ごとに、教職キャリアに関わると考えられる以下の5つの項目にそって整理する。本稿で史料として用いる履歴書は任用される際に、教員が学区取締などを通じて長崎県に提出した書類である。任用とは、「教員」として初めて任用される時に限らず、昇任、辞職後の再任用、試験を経ずに教員免許状を取得する特別教員免許状申請時も含まれる。

1つに、任用前の履歴である。本稿で用いる履歴書は、初めて教員に任用された際の履歴書に限らない。そのため、特に「職務経歴」については、履歴書の中から初めて教員として任用された時の状況を意識的にとりあげたい。ここでは、学習履歴と職務経歴について、「学制」以前（明治5年以前）と「学制」後（明治6年以降）に分けてあきらかにする。学習履歴または職務経歴の期間が両時期にわたる場合、開始時期を優先する。近代以降の教員という専門性を有する職業集団は、学校の誕生に伴って生まれたものであり、「学制」の前後で必要とされた履歴は異なると考えられる。学習履歴や職務経歴が判明することによって、当該期において教員として任用されるまでと任用以後に必要とされた内容がみえてくるだろう。本稿では、教員資格の有無を問わず教職に就いた人について、教員と表記するが、教員資格の有無は本稿のテーマである教職キャリアに関わる内容であるため、教員資格が有ることを念頭において検討する際、有資格教員について「教員」と表記する。

2つに、教員として任用されている期間の学習履歴である。例えば、当該期において師範学校などの教員養成機関を卒業しても教員免許状に有効期限が設けられていた。そのため、有効期限を超えて教員を続けようとする場合、有効期間が満了になる前に検定試験を受験するなどして、新たに教員資格を得る必要があった。したがって、任用期間中の学習は教員資格との関連についてもふれたい。3つに、辞職に関して、教職キャリアという点も視野に入れて示す。「学制」期の長崎県小学校教員の辞職について検討した際、教職についていた時に自身の未熟さを自覚し、師範学校への進学や学問修業を辞職理由にあげた教員が一

定数存在したことを示し、「辞職は教職の専門性を高めるためのキャリア選択」²⁹⁾という面を指摘した。

「学制」期の研究では、ほとんどの事例で辞職後の進路まで具体的に追跡できなかったため、本稿では辞職理由及び辞職から再任用までの履歴（学習履歴や職務経歴）の調査を通じて、辞職の意味について検討したい。

4つに、教員免許状の有無である。教員免許状は教員養成機関卒業、検定試験、特別教員免許状という複数の経路で取得できるため、どのような経路で取得したのか、または取得しなかったのか、詳細に確認することも可能である。

5つに、在学や在職期間に県や文部省から授与された賞である³⁰⁾。賞は、学問や教育を熱心に行ない、優秀な成績をあげた子どもや教員を表彰するものである。子どもや教員にとって「お手本」を示すものであるため、授与後の教職キャリアに関わる可能性がある。

これらの5つの項目について、中学区ごとに整理をする。履歴書には地域の特性が現れるかもしれないためである。本稿で示す学習内容について、履歴書の記載どおりに表記する際は「算術」のように括弧を附して表記する。また、学んだ学問について、学問種や学習環境などは1人で複数をあげることが多いため³¹⁾、のべ数で記す。学習環境とは、学習を進めるための環境であり、(1)書籍などの物的環境、(2)師匠などの人的環境、(3)学習に関わる情報、(4)教育機関などの空間環境が考えられる³²⁾。本稿では、題材である教員の履歴書から読み取ることのできる学習環境として、人的環境と空間環境をとりあげる。

なお、史料として用いる履歴書を提出した教員の属性や学んだ学問種について、中学区ごとに表3及び表4としてまとめた。

(2) 第1中学区の教員の履歴

第1中学区の対象は16名（うち女性教員2名）である。履歴書の提出時に、対象とする教員の在籍した小学校は勝山小学校4名、長崎女児小学校3名、興善小学校と諫早小学校と戸町小学校は各2名、喜々津小学校と有喜小学校と長田小学校は各1名である。

履歴書に記された族籍は「士族」7名、「平民」9名である。年齢は、他の中学区に比べると若い傾向にあり、18~23歳の教員が14名をしめる³³⁾。

①任用前の履歴

学習履歴について16名中12名、職務経歴について16名全員の履歴が判明する。

表4 長崎県公立小学校教員の任用前の学習履歴にみる学問種(明治18年)

時期 中学区	「学制」以前(人数)	「学制」後(人数)
第1中学区	漢学関連(4)、習字(1)、歴史(1)	漢学関連(5)、「筆算」(2)、「珠算」(2)、歴史(2)、「習字」(1)、「画学」(1)、「修身学」(1)、「普通学」(1)
第2中学区	漢学関連(5)、「英学」(1)	
第3中学区	漢学関連(9)、「習字」(7)、「珠算」など算術(6)、国学(4)、「筆算」(2)、「読書」(1)、「修身」(1)、「歴史」(1)、「詩文」(1)、「文字」(1)	「筆算」(2)、「珠算」(1)、「漢学」(1)
第4中学区	漢学関連(12)、「習字」「手跡」(5)、「読書」(1)、「算術」(1)、藩の武芸(1)、国学(1)	漢学関連(2)、「普通学」(2)、国学(1)、「修身科」(1)、「歴史」(1)、「算術」(1)
第5中学区	漢学関連(7)、「珠算」(3)、「歴史」(1)、国学(1)、「手習」(1)	漢学関連(2)、「筆算」(2)、国学(1)

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成
註

学習時期について、「学制」以前から「学制」後まで継続して学んでいる人もいるが、その場合は「学制」以前に記した。

(i) 学習履歴について

任用前の学習環境について
表5に、学問種について表4にまとめた。

(ア) 学習環境

「学制」以前について、藩校や私塾という学習機関を中心
に学んでいる。「学制」後の特徴について、2点をあげる。1つに、「学制」後になると学校
に通う人が一定数存在し、県

表5 第1中学区における小学校教員の任用前の学習環境

学習環境	時期	
	「学制」以前(人数)	「学制」後(人数)
藩校や学校	好古館(2)	中学校(3)、熊本県私学の共立学舎(1)、仙台区の女教院(1)、笹山私学(1)
個人		松田四郎太(1)、三輪凌雲(1)、小曾根乾堂(1)、穎原季善(1)、木下数太郎(1)、山本七左衛門(1)、加藤勇(1)、「秋岡先生」(1)、実父(1)
私塾	八十島格一(1)、枯尾左衛門(1)	萤雪学舎(1)、佐賀県の栄陽義塾(1)

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成

外の学校や私立の学校もあがっている。2つに、師について学ぶ人が多く9名の師の名前があがっている。表5に名前のあがる山本七左衛門は小学校教員で、加藤勇は中学校教員である。対象教員2名は、山本と加藤に学んでいた。さらに、具体的に述べると対象教員2名は学校で山本と加藤に学び、学校外でもこの2人に学んでいた。

(イ) 学問種

「学制」以前は、漢学関連（「漢学」「素読」など）4名、習字（「手跡」）1名、歴史（「大日本史」）1名であり、「学制」後は、漢学関連（「漢籍」「文章」）5名、「筆算」2名、「珠算」2名、歴史（「大日本史」「和漢ノ歴史」）2名、「習字」と「画学」と「修身学」と「普通学」は1名ずつである。漢学関連は、「学制」の前後に関わらず多くの人が学んでおり、1人で複数の師につくことも多く、熱心に学んでいる。一方で、「学制」後に着目すると、「普通学」や「算術」が学ばれるようになったが、それ以外の学問種について、時期による傾向の違いは見いだしにくい。ただし、「歴史」「普通学」など、ここにあげられている学問の多くは、長崎師範学校の授業科目や検定試験の科目と重複する。

(ii) 職務経歴

16名全員の職務履歴が判明する。

「学制」以前の職務について記したのは1名であり、旧佐賀藩藩校の諫早好古館で勤務していた。「学制」後について、特徴を4点にまとめる。1つに、最も多いのは教職経験である。その中でも授業生から「教員」という経路を記した人が1番多く、10名になる。教員免許取得前は、授業生（無資格教員）として勤め、教員免許を取得した後に「教員」（有資格教員）という表記に切り替わることが多い。この10名以外の6名については、教員免許取得後に「教員」として任用されたために授業生の経験がない人や今回の履歴書提出時に授業生から「教員」に移行する形で任用される人になる。

2つは、人数としては多くないもののくり返し転任する人の存在である。ほとんどが自身の居住地域の中学区で教員として勤めるが、学区を超えて複数の学校に転任する人もいた。3つは、多くは出身の中学校で任用されるが、出身の中学校以外で任用される人も存在する。第2中学区、第5中学区の出身者が、第1中学区の教員として任用されている。4つに、2名の事例になるが、他県の出身者が長崎県で教職につこうとしている点である。1人は佐賀県の士族の女性で、仙台区の女教院で小学普通科を学んだ後、仙台師範学校で学び、宮城県で教職に就いた。その後、長崎県の検定試験で合格したため、今回任用されることになった³⁴⁾。また、佐賀県のある小学校教員について、長崎県の教員として任用したいと佐賀県に

打診したものの、佐賀県からは了承を得られなかつた事例もあつた。この人は佐賀県の「公費」で長崎県師範学校に進学したため、佐賀県で規定された従事期間があつたが、満了していなかつた。そのため、この時の任用は見送られた。この人は長崎県師範学校の卒業生であるため、長崎県での勤務を推薦する人的ネットワークがあつたと考えられる。

④ 任用中の学び

16名中4名の記録がある。1名は授業生、3名は「教員」時の記録になる。最も多いのは、個人の師匠につくことであり、4名中3名になる。例えば、田中秀実などの名前があがる。残り1名は、田中秀実の私塾余学舎で学んだ³⁵⁾。

学問種については、時期を問わず最も多いのは漢学関連（「漢学」、「漢籍」）4名であり、次に洋学関連（「洋学」、「英学」）2名だった。近世以来の学問である漢学は全員が学び、「学制」後、教員にも必要とされた洋学について学ぶ人もいた。

③ 辞職理由と再任用までの学び

16名中、4名に辞職の記録がある。そのうち1人は2回の辞職の記録がある。

(i) 辞職理由

辞職理由について、4名のうち1名が検定試験をあげた。実際、明治17年4月に辞職し、同年6月に受験して合格した。他の3名について、明記されていないものの辞職理由として、学問修業が推測できる。例えば、明治17年8月に辞職し同月から私塾で学んだ。他にも明治17年3月に辞職し、同年5月から私塾で学んだ人もいた。上記の検定試験を理由に辞職した教員は、受験した月と同じ月から私塾で学び始めており、検定試験を辞職理由にあげていても受験と同時に学問を学び始める様子もみられた。

(ii) 学習環境と学問種

学習環境の記録がある5件中、4名が長崎区にある田中秀実の私塾余学舎で学んでいる。4名ともに漢学に関する内容（「漢学」「漢籍研究」）を学んだ。この4名中2名は、検定試験の受験後すぐに余学舎に入門して学んだ。他は、1件ずつになるが、補助員として勤務していた時の小学校教員である貞方貫之助に「和漢ノ歴史」を学んでいる。父に漢学を学んだ人もいた。

以上より、1つに田中秀実（余学舎）のもとで学ぶ教員が一定数いることがわかる。田中や田中の私塾は「①任用前の履歴」「②任用中の学び」でも名前があがっており、第1中学区の教員とのつながりがうかがえる。2つに、学問種として近世以来の学問である漢学は任用前や任用期間を通じて学ぶ人が多いが、近代の教員に必要とされた洋算を学んでいる人はいなかった。なお、洋算と同様に「学制」期に教員に必要とされた洋学について、任用期間中に学んだ人もいた。検定試験を受験し、教員免許を取得する人もいる一方で、田中秀実などのもとで学ぶ漢学は近代の教員に必要とされる内容と直接結びつかない。しかし、第1中学区の教員で田中秀実について学んでいる人は多いため、漢学を学ぶ以外に、田中秀実という師に学ぶ意味や田中をとりまく教員ネットワークにも着目する必要がある。

④ 教員資格

教員免許について、16名全員が取得している。16名のうち、教員養成機関（長崎や仙台の師範学校）の卒業者は4名である。このうち1名は、卒業時に取得した教員免許の有効期限が満了になつたため、特別教員免許状を取得した。検定試験のみで教員免許を取得したのは12名である。第1中学区は、検定試験のみによる教員免許取得者のほうが師範学校卒業による教員免許取得者よりも多い。

⑤ 文部省または長崎県から授与される賞

16名中、3名の記録がある。3名とも、小学校から中学校までの在学期間に中に³⁶⁾授与されている。このうちの1名は、竹松小学校在学中に賞を3回授与されており、その後竹松学区から推薦され、選挙生として長崎県師範学校に入学した。選挙生の条件と賞の授与との相関はあきらかにされていないが、賞の授与が教職キャリアに及ぼす影響も考えられる。

(3) 第2中学区の教員の履歴

第2中学区の対象教員は、7名である。明治18年において、対象教員の在籍する小学校は全て異なっている(明治18年)。履歴書に記された族籍は、士族6名、平民1名と、ほとんどが士族である。年齢は10代2名、30代3名、40代2名であり、30代以上の教員が多い傾向にある。

① 任用前の履歴

7名中5名について、任用される前の学習履歴がわかる。また、7名中全員の職務経験が判明する。明治18年任用前の学習環境と学問種について、表6及び表4に整理した。

(i) 学習履歴

(ア) 学習環境

旧大村藩の藩校五経館で学んだ3名のほかは、個人の師匠について学んでいる。個人の師匠の名前として5名があがっており、師匠の族籍のほとんどが士族だった。5名の師匠のうち2名は五教館の教授であり、事例対象の教員2名は藩校で学び、

さらに藩校以外の場でも藩校の教授に学ぶというつながりをもっていた。なお、個人の師匠について、「学制」以前から学び始め、「学制」後も継続して学ぶ人も一定数存在していた。

(イ) 学問種

「学制」以前において5名全員が漢学関連(「漢学」「経義」)を学び、1名が「英学」を学んでいる。他の中学区に比べて、学問種は限られている。

(ii) 職務経歴

1つに、最も多いのは教職経験である。6名の記録が確認できる。教員免許を取得する前は、授業生として勤務し、取得後に「教員」に移行した人が4名、教員免許を取得しないまま授業生として勤務した人が1名、中学校教員だったが中学校の廃校にともない小学校に「転任」した人が1名いる。2つに、「学制」以前の職務に大村藩に関連する内容をあげた人が一定数いることである。藩校五教館の職務に就いた人が3名、詳しい内容はわからないものの藩に関連する職務に就いた人が1名いた。このように、当該期において、「学制」以前は藩の職務に就いていたものの、藩の廃止とともに失職することは珍しいことではなく、職務を失った士族が教員に転身することも少なくなかったことがうかがえる³⁷⁾。

② 任用中の学び

7名中、1名が記録している。授業生の時に、長崎区の私塾余学舎の田中秀実に「漢籍」を学んだ。その後、長崎県師範学校に進学している。この教員に限らず、第1中学区の教員で、任用期間や辞職期間において田中に学んだ人が複数存在した。

表6 第2中学区における小学校教員の任用前の学習環境

学習環境 \ 時期	「学制」以前(人数)	「学制」後(人数)
藩校	藩校の五教館(3)	
個人	片山龍衛(2)、松林廉之助(2)、安井忠平(1)、鉄田村校(1)、永田碩蔵(1)	

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成
註

学習時期について、「学制」以前から「学制」後まで継続して学んでいる人もいるが、その場合は「学制」以前に記した。

③辞職理由と再任用までの学び

7名中4名に辞職の記録がある。そのうち2名は複数回辞職している。

(i) 辞職理由

複数にわたって辞職した人も存在するため、辞職理由をのべ数で示すと、自身の病気4件、師範学校進学³⁸⁾1件、本家相続1件になる。

(ii) 学校環境と学問種

辞職から再任用までの学習履歴について記したのは、1名である。授業生を辞職して1ヶ月後に長崎の木村鉄耕の私塾で漢学を学んだ。

以上、第2中学区の教員の辞職の特徴は、再任用までの期間が比較的短い点である。本家相続を理由に辞職した人は、約半年で復職した。病気を理由に2回辞職した人は、明治12年8月に辞職し、2ヶ月後に復職し、更に明治14年3月に辞職し、1ヶ月後に復職している。辞職理由が不明である1人も、辞職後1ヶ月で復職した。1人の教員が複数回辞職をして、短期間で復職する状況から、辞職は必ずしも敷居の高いものではなく、復職も困難を伴うものではなかったと推測できる。

④教員資格

教員免許について、7名中6名が取得している。師範学校や講習所という教員養成機関卒業者（師範学校卒3名）は4名であり、教員免許状の有効期限が満了すると、検定試験を受験したり、特別教員免許状を取得したりした。講習所卒業後に、さらに師範学校に進学した人が2名³⁹⁾存在した。検定試験のみで教員免許状を得た人は2名⁴⁰⁾である。教員養成機関を経て、「教員」になるという正規のルートは、教員の間に浸透してきた様子もうかがえる。

⑤文部省または長崎県から授与される賞

7名中1名の「教員」が、長崎県大書記官の巡視時に「恩寵」を受けた。

(4) 第3中学区

第3中学区の対象教員は、10名である。明治18年において教員ごとに在籍した小学校は、ほぼ異なっているが水月小学校について、本校1名と分校1名の合計2名が所属している。履歴書に記された族籍は、士族8名⁴¹⁾、平民2名であり、士族がほとんどである。年齢は、10代1名、30代7名、40代2名という分布であり、10名中9名が30歳以上である。

①任用前の履歴

学習履歴について10名中9名、職務経歴について10名全員の記録がある。明治18年任用前の学習環境と学問種について、表7及び表4にまとめた。

(i) 学習履歴について

(ア) 学習環境

表7 第3中学区における小学校教員の任用前の学習履歴

学習環境 時期	「学制」以前（人数）	「学制」後（人数）
藩校	旧島原藩学校(2)	
個人	白井嘉（4）、 <u>多田吉人</u> （3）、渡辺政弼（2）、父（2）、川島元敬（1）、大井善九郎（1）、佐藤廉太郎（1）、本田鉄八郎1(1)、川崎魯助（1）、丸山作楽（1）など	<u>多田吉人</u> （2）、 <u>渡辺政弼</u> （1）
私塾	明親塾（1）	

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成
註

「学制」以前及び「学制」後の両時期に名前があがる師について、下線部をひく。

特徴について、4点を示す。1つに、最も多いのは、個人の師について学んでいることである。7名の教員が16名の師匠の名前をあげた。師匠のほとんどが大村藩や沼津藩や島原藩の士族である。特に第3中学区と区域が一致する島原藩の人が多い。多くの場合、「学制」以前から「学制」後にかけて継続して学んでいる。複数の教員から、師として名前があがるのは渡辺政彌（3名⁴²⁾）、白井嘉（4名）、多田吉人（5名）である。これら3名は島原藩士族であり、渡辺は儒官も勤めていた。また、多田は近代に入ると小学校に勤務しており、教授した人の中に同僚も含まれている。2つに、島原藩学校での学びである。藩学校は明治4年（1871）に廃止されたため、廃止後は個人の師匠について学んだ。3つに、父について学ぶ人も2名存在した。そのうちの1名の父親は島原藩右筆である。2名とも、小学校入学前など幼い時に父親について学ぶ傾向がみられる。4つに、藩から命じられて東京に在勤する場合、東京の師につくこともみられた。

（イ）学問種

「学制」以前については「漢学」が最も多く9件、次に「習字」、算術（「珠算」）6件、「国学」4件、「筆算」（「今ノ算術」）2件などである。1人につき、複数の学問種を学ぶ傾向にある。漢学を学ぶ人の多いことは、他の中学区と同様であるが、第3中学区は「習字」や「算術」（「珠算」、「筆算」）を学んでいる人も多い。この傾向は、「学制」後も継続し、算術（「珠算」「筆算」）の学習記録2件が記録されている。長崎県において、検定試験の科目や師範学校の授業科目として「習字」「珠算」「筆算」もおかれていたため、教員資格を得るための学習にもいかせたと考えられる。洋算については、近代の教員に必要とされた内容だった。この算術の教員としてしばしば名前があがるのが多田吉人であり、多田は旧島原藩の士族である。「学制」後の履歴書より、教員たちは多田より、「筆算」と「珠算」のほか「漢学」も学んでいることがわかる。第3中学区では、多田吉人が「学制」の前後を通じて、新旧の算術（「珠算」「筆算」）を教授していた。

「学制」以前より藩校で学んでいた人は、藩校の廃校により退校した。しかし、近世より藩校で学びながら、同時に個人の師についている人がほとんどであったため、藩の廃止に伴う学習機関の廃校という時勢の影響を受けながらも、学習は中断することなく続けられた。

（ii）職務経歴について

「学制」以前について、藩に關係する職務についていることがわかる。具体的には、旧島原藩関連の組織（藩校など）2名、大村藩関連の組織（藩校など）1名である。「学制」後の特徴を2点に示す。1つに、最も多いのは教員の経験である。授業生としての勤務5名、授業生から教員免許を取得して「教員」に移行した人2名、初めての任用時から「教員」である人の3名になる。この中には、勤めていた中学校が廃校になったことで、小学校に「転任」した人もいた。ほとんどの教員が第3中学区の出身であるが、第2中学区の出身者が学区を超えて勤務する場合もあった。2つに、役所で「筆生」として勤めた履歴をもつ人の存在である。この人物は、小学校教員を辞職した後、約5年間役所に勤めた後に、教員として再任用されている。教員で必要とされる習字の技術が行政でも活用できた可能性がある。

以上、士族出身者がほとんどをしめるため、「学制」前まで藩に關係する職務についていたが、藩校の廃止などにともない、「学制」後に教員に転身した人が多く存在した。

②任用中の学び

10名中3名の記録がある。1名は授業生の時に、教員養成機関である島原講習所でも学んでいた。教職を意識した学びといえる。2名は、「教員」である。このうちの1名は多田吉人に算術を学んだ。多田

に学んだ教員は、多田と同じ小学校に「教員」として勤める同僚でもある。この教員は、島原藩学校の「習字教官」の任務に就いていたが、廃校により免職になった。一方で、多田は島原藩の士族であったが、近代に入って教員に転身した。この教員は多田が教員になる前の島原藩士の時に教えを受け（明治3年）、多田が教員に転身した際も学んでいた。そのため、島原藩士から教員に転身する多田を通じて、教員という職を選択した可能性もある。残り1名の「教員」は辞職から再任用までの期間に、長崎区の医師の吉井に漢学を学んでおり、教員に復職した後も引き続き吉井について学んでいた。

③辞職理由と再任用までの学び

10名中5名に辞職の記録がある。2回以上辞職している人は2名である。辞職時の職階は授業生1名、「教員」2名、不明2名である。

(i) 辞職理由

のべ数でみると、「官林監守拝命」が1件、自らの病気2件、父の病気1件、不明3件である。辞職理由が「不明」である2件については辞職した月や翌月から漢学や算術を学んでいるため、辞職理由は学問修業の可能性が高い。辞職から再任用までの期間は半年から2年6ヶ月くらいであり、1年前後で復職する人が多かった。

(ii) 再任用までの学習環境

辞職から再任用までの学習について記録しているのは1名である。この教員は3回辞職⁴³⁾しており、2回の辞職理由は不明であるが、辞職後すぐに師について学んだ。また、自らの病を理由に辞職した際も2ヶ月後には熊本や福岡を「歴遊」し、「所在の学士」に詩文や書画学を学んでいる⁴⁴⁾。

学問種は漢学関連（「漢学」「詩文」）2件、「算術」「書画学」1件ずつである。他の中学区と比較しても漢学を学ぶ人は多く、近代以降の教員に必要とされる算術や小学校教育で関連する書画学を学んでいた。

(iii) 再任用までの職務経歴

1名の教員が、再任用までの職務経歴を記した。辞職して5年後に、1ヶ月程度島原村市役所の「筆生」を務めて、その後すぐに教員として再任用された。この教員は、近世において藩の右筆に「習字」を学んだ履歴がある。習字は検定試験の科目にもなっており、近世の学習履歴は教員としても行政職の職員としても活かせたことがわかる。

④教員資格

10名中7名が教員免許状を取得している。そのうち、教員養成機関卒業者は5名（師範学校2名、島原講習所3名）である。このうち、卒業時に取得した教員免許状の有効期限が満了した後に、検定試験を受験した人1名、特別教員免許状を取得した人1名である。検定試験のみで教員免許を得た人は2名である。第3中学区では、検定試験よりも教員養成機関卒業による教員免許状取得者のほうが多い。

⑤文部省や長崎県による賞

10名中1名が3回授与されている。小学校の時に、長崎県より「出精」「学業抜群」により、授業生として勤務している時に「職務勉励」により授与された。

①から⑤より、わかるることを4点にまとめた。1つは、「学制」後から学んだ学問の内容として「筆算」が多い点にある。同時に「算術」と記している人も多いが、「算術」は「学制」以前と「学制」後を通じて用いられている言葉であるため、珠算と筆算のいずれをさすのか、または両方の内容を含むのか判然としない。2つは、特定の師に複数の人が学んでいる点である。例えば、多田吉人は島原藩士族であり、「学制」後は森岳小学校の教員を務める一方で、「算術」「筆算」「算盤」について、後に教員として任用され

る人たちに教授していた。任用期間中にも多田のもとで学んでいる人もいた。そのほか、渡辺政弼や白井嘉についても複数の人が学んでいる。渡辺や白井も多田と同様に島原藩士族であり、漢学を教授している。3つは、漢学関連や「算術」（「珠算」、「筆算」）、習字という特定の内容を多くの人が学んでいる点である。漢学については近世・近代を通じて学ぶ傾向にあり、他の中学区と同じ状況だった。しかし、「学制」以前に「習字」「算術」を学ぶ人が他地域に比べると多い。また、「学制」後に「筆算」「珠算」を学ぶ傾向にある。近代の学校において、教員に必要とされた学問の1つに洋算があつたことを考えると、近世の頃から「算術」を教えられる人（多田など）が地域に存在して、近代に入って新しい学問である洋算を教授できる人（多田など）の存在は、教職に就くうえでの不安を軽くする効果ももたらしたのではないか。地域の教員にとって、近代の教員に必要とされた新しい学問を教授できる師匠の存在は大きかったと考えられる。また、第3中学区において多田に学んでいる教員が多いことから、常に欠乏状態であった教員について、自身も教員である多田の人的ネットワークから紹介していたことも考えられる。

(5) 第4中学区

第4中学区の対象は13名である。対象教員の勤務した小学校について、3名は同じ田平小学校に在籍しているが、それ以外の10名はそれぞれ異なっている。履歴書に記された族籍は、士族12名、平民1名とほぼ士族である。年齢は20代及び30代で3分の2をしめ、60代も2名いる。

①任用前の履歴について

任用される前の学習履歴について13名中12名が、職務経験について13名全員が判明する。任用前の学習環境について表8に、学問種は表4に整理した。

(i) 学習履歴

(ア) 学習環境

学習機関について、旧平戸藩藩校の維新館で学んだ人が最も多く、7名があげている。対象教員のほとんどが士族出身であるためだろう。ほかに、島原学校や壱岐郷学校があがっている。また、12名とも藩校や郷学校に通いながら、個人についても学んでいる。学習環境に関する特徴を4点にまとめる。

1つは、篠田養拙という特定の人物に学ぶ人が3名いることである。その一方で、個人の師匠として、23名の名前（「学制」以前17名、「学制」

表8 第4中学区における小学校教員の任用前の学習環境

学習環境\時期	「学制」以前（人数）	「学制」後（人数）
藩校など	維新館（5）、壱岐郷学校（1）、島原学校（1）	
個人	篠田養拙（3）、渡辺政弼（1）、橋守部（1）、海庵道客（1）、楠本確蔵（1）、多賀南（1）など	木村揆一郎（1）、白井嘉（1）、片山善三郎（1）、楠本後覚（1）など

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成後6名）があがっている。篠田は、北松浦郡の人で、漢学を教授している。篠田から学んだ3名は、田平小学校の教員であるが、学んだ時期は異なっている。このような状況から、篠田をとりまく個人的ネットワークが、田平小学校の教員供給に機能した可能性がある。このうちの1名は「小学教則講習」を学ぶことを理由に、篠田のもとを離れ、その後に平戸講習所に入学した。篠田をのぞく23名の師匠について、特徴などは見出せない。第1から第3中学区において師匠として名前のあがった渡辺政弼、白井嘉、木村揆一郎の名前について、第4中学区でも各1名が記していた。2つは、師匠について長崎県内（平戸藩士、厳原藩士など）の人が多いものの、県外の人も存在することである。教員の中には、遊学する人もおり、学習の場は長崎県内にとどまらなかった。3つは、藩校が廃校になつても、個人の師匠が学びを保障

したことである。明治 4 年に藩校が廃校になったものの、全員が近世から個人の師匠（藩士など）について学んでいたため継続して学んだり、新たな師についていたりなどしていた。4 つに、小学校入学前の学習履歴を示した教員が 2 名いた。漢学、習字について、幼い時から多賀南や篠田について学んでいる。小学校入学前の履歴も履歴書に記していることから、教員任用の履歴として活用できると考えられていたことがわかる。

（イ）学問種

「学制」以前において対象教員が学んだ学問種は、漢学関連（「漢学」、「漢籍」、「素読」）12 名、「習字」（「手跡」）5 名という順に多く、「読書」、「算術」、藩の武芸、国学は 1 名ずつである。「学制」後は、「普通学」及び「漢学」を学んだ 2 名のほかは、「国学」「修身」「歴史」「算術」が 1 名ずつである。特徴として、3 点あげる。1 つは、1 人で複数の学問種を学ぶ点である。2 つに、近世と近代を通じて第 4 中学区では「算術」と記す点である。そのため、「算術」の内容が和算であるか、近代の教員に必要とされた洋算であるかは、判然としない。3 つに、「学制」の前後で学ぶ学問はほとんど変わらないことである。

（ii）職務経歴

「学制」以前において、藩の任務、具体的には「書籍取調方」や城内防衛などに就いた人がいた。また、嘉永 4 年（1852）から明治 8 年（1875）にわたって、村の子どもたちに「漢学」や「習字」を教授した人、いわゆる寺子屋師匠のような履歴をもつ教員 1 名が存在する。「学制」後の特徴を 2 点にまとめる。1 つに、最も多いのは、教員の履歴である。授業生として教職に就き、教員免許を取得して「教員」に移行する人 5 名、免許を取得せず授業生として無資格教員のまま勤務する人 4 名、教員免許取得後「教員」として勤務したため授業生の経験の無い人が 3 名である。他の中学区に比べると、免許を取得しないまま無資格教員として勤め続ける人が多い傾向にある。履歴書には、「准助訓」という「教員」の職階が記されているものの、免許を取得した履歴の無い人も存在した。

2 つに、行政職の履歴を持つ人が存在する。具体的には、村会議員と戸長の履歴である。履歴書によると、戸長を明治 4 年 9 月から勤めたが、病気を理由に辞職し、その後師範学校速成部に入学した。村会議員について、明治 14 年 3 月から勤めているが、同年 5 月には教員に復職しているため、約 2 ヶ月間の従事になる。

②任用中の学び

15 名中 4 名の記録がある。授業生 2 名は木村揆一郎について、国学と「漢学」を学んだ。また、巡回訓導である近藤良造に、1 ヶ月間「教授法講習」を受けた。長崎県による巡回訓導による講習は「2 (1)」及び「2 (3)」で記したように、教員の質の向上を目的に実施した。残りの 2 名は「教員」である。その 1 名は井上寅之助について、「文章学」を学んだ。ほか 1 名は佐賀県の谷口中秋や楠本謙三郎の塾で国学、「漢学」「詩文章」「歴史」「翻訳書」「修身」を学んだ。この教員は、任用前から木村揆一郎について学んでいるが、任用以降も継続して学んだ。

以上、任用中の学びの特徴について「教授法講習」や「修身」以外は、教職に直接結びつかない内容であったことがわかる。また、教員の中には任用前から学んでいる師匠について、任用後も継続して学ぶ人もみられた。

③辞職理由

15 名中 6 名が辞職している。このうち複数回辞職しているのは 3 名である。

辞職理由が判明しているのは 4 件であり、辞職時の職階は授業生 3 件、「教員」4 件である。辞職理由

は病気 3 件、「小学校教員志望」1 件になる。「小学校教員志望」を理由に辞職した人は、同月に検定試験を受験し、翌年辞職した小学校に再任用された。この人は教員免許を取得している「教員」だったが、有効期限がせまっていたため、検定試験受験のための辞職が推測できる。辞職した 6 名の再任用までの期間はそれぞれ異なっており、4 ヶ月後から 5 年間というように幅がある。

なお、辞職から再任用までの期間の学習履歴について記した人はいなかった。

④教員資格

教員免許について、13 名中 12 名が取得している。12 名について、教員養成機関卒業の履歴をもつ人は 8 名で、そのうち師範学校 4 名、講習所 4 名である。このうち 6 名は、教員免許状の有効期限が満期になると、検定試験を受験して、新しく教員資格を得た。検定試験を経ずに特別教員免許状を取得した人は 3 名いた。また、検定試験のみで教員免許を取得した人は、3 名である。

多くの場合、教員免許状の取得後に、授業生（補助員）から「教員」になるが、取得しても一定期間授業生であった人もいた。その背景に、教員を雇用した地域の「学資」の事情が考えられる。一般的に月俸は、経験などに応じて増給していくが、第 4 中学区に履歴書を提出した教員について「四等訓導ニ補任相成度、尤モ月俸ノ儀ハ当分金八円給与致度候、目下当学区ノ状況タル疲弊ヲ極メ貢税ノ負担モ民力ニ堪エ難キ」⁴⁵⁾、「四等訓導ニ補任相成及校長心得兼務ニ任セラレ度、尤モ月俸ノ儀ハ当分金八円支給致度候、当学区ノ状況タル無比ノ貧学区ニテ貢税ノ負担モ民力ニ堪エ難キ」⁴⁶⁾というように、教員の職階に合わせて月俸を支払いたいとしつつも「学資」の欠乏の状況が記され、月俸は据え置かれた。このような状況を反映して、中学区によっては、授業生から「教員」に移行しても月俸が増額されないことから、授業生のまま勤務し続けることになった可能性もある。

⑤文部省や長崎県などによる賞

13 名中 7 名が授与されている。このうちの 1 人は、複数回授与されている。在勤中の授与の理由について「教育上勤労不勘」「生徒教育上篤志尽力」というように、生徒教育への評価が多いが、「多年職務勤労ノ慰労」というように、長年の勤務を評価する内容もみられた。

(6) 第 5 中学区

第 5 中学区の対象は 7 名である。履歴書提出時に教員が在籍した小学校は、全て榎津小学校であり、本校 2 名、分校 5 名⁴⁷⁾である。年齢は、20 代から 30 代が過半数を超える。履歴書に記された族籍について、7 名全員が平民である。

①任用前の履歴

学習履歴及び職務経歴とともに、7 名全員の記録がある。任用前の学習環境について表 9 に、学問種は表 4 に整理した。

(i) 学習履歴

(ア) 学習環境

最も多いのは、父や兄について学んだ 3 名、次に富江藩（福江藩）藩校成章館で学んだ 2 名である。個人の師につく人も多く、師として 11 名の名前があがっている。この中で、2 名が名前をあげた人物は穎村雍伯で、第 5 中学区内の富江村の医者である。個人の師の特徴として、穎村のように第 5 中学区内の人が 7 名というように多数をしめる。その中には、講習所の教員も含まれていた。そのほか、第 5 中

学区以外の長崎県の人（長崎、島原）と美作国（現岡山県）や旧福岡藩士の名前があがっている。

（イ）学問種

「学制」以前は、漢学関連（「漢学」「漢籍」「詩文」「素読」）が 7 件

と最も多く学ばれており、次に「珠算」3 件、「歴史」国学、「手習」が 1 件である。「学制」後は、漢学関連（「素読」「詩文」）と「筆算」が 2 件ずつで、国学が 1 件である。「学制」前後を通じて、漢学関連が多いものの、「学制」以前は「珠算」、「学制」後は「筆算」という算術について学ぶ人も一定数みられた。

「珠算」「筆算」は検定試験の試験科目でもあり、近代の教員として活用できる学習内容である。

（ii）職務経歴

全て「学制」後の履歴になる。最も多いのは、教員の履歴をもつ 6 名である。教員免許取得前には、授業生として勤務し、取得後は「教員」になった人 3 名、「教員」として勤務していたが有効期限が満了したため授業生になった人 1 名、教員免許の有無に関わらず継続して「教員」として勤務した人 2 名になる。他に、県庁より「祠掌」の命を受けて教導職に就き、小学校教員の勤務を教導職と交互に行なう人が 1 名いた。

②任用中の学び

7 名中 4 名の記録がある。授業生 1 名、「教員」1 名、残り 2 名は不明である。個人の師匠について学ぶ人が最も多い 3 名で、そのうち 2 名は講習所の教員「福地某」に「筆算」を、具体的には「加減乗除」「分数」「比例」を学んでいる。福地氏の名前は「任用前の学習履歴」にも師としてあげられていた。1 名は勤務後に出向き、安芸国の木谷礼三郎に「珠算」を学んでいる。このほか、1 名は「筆算」の「伝習」と記した。その理由に、明治 11 年に同中学区内の小学校での「算術会」の開設をあげている。

以上、4 名とも近代の教員に求められた洋算を学んでいる。その内容から教員としての学習と考えてよいだろう。第 5 中学区は「学制」以前から「珠算」や「筆算」という算術を学んでいる人が多い傾向にあるが、任用されてからも算術を学び、「算術会」を行なう学校も存在した。

③辞職の理由

7 名中 1 名に辞職の記録がある。この教員は、4 回辞職している。辞職理由は不明であるが、1 回目の辞職（明治 10 年 7 月）の後、すぐに師範学校に入学している（明治 10 年 9 月）ため、師範学校入学が辞職理由だった可能性がある。師範学校に入学したもの、母親の看病で帰省しているうちに師範学校は廃校になった。この後 3 回辞職するが、3 回とも辞職後 3 ヶ月から 9 ヶ月⁴⁸⁾で再任用されるため、比較的短期間で復職している。再任用までの期間が比較的短期間であったためか、辞職期間中の学習及び職務経歴の記録はない。

④教員資格

7 名中全員が教員免許を取得している。教員免許の取得方法は、2 種類である。1 つは、教員養成機関卒業であり、具体的には講習所（養成所）の卒業者 4 名になる。卒業により得た教員免許状の有効期限が満了すると、検定試験を受験した。また、4 名のうち 1 名は、福江講習所を卒業した後に長崎県師範学校に入学した⁴⁹⁾。このように、講習所だけでなく、師範学校にも入学を希望する人もいた。2 つに、検定試験により教員免許を得ることである。3 名を確認できる。「①任用前の履歴」中の「（ii）職務経歴」で述

学習環境	時期	表9 第5中学区における小学校教員の任用前の学習環境	
		「学制」以前（人数）	「学制」後（人数）
藩校	成章館（2）		
個人	父や兄（3）、穎原京仲（1）、亀井紀十郎（1）、小野謙益（1）、穎村雍伯（1）、平田圭也（1）、富田東庫（1）、山口良達（1）	穎村雍伯（1）、三木武二郎（1）、木村揆一（1）、坂本秋郷（1）、福地氏（1）	

「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三より作成

べたが、7名の内3名が教員免許を得た後に授業生から「教員」に移行するが、月俸をみると授業生も「教員」時も同じ4円である。多くの場合、「教員」の方の月俸は高くなるが、地域の「学資」によって、職階による月俸の違いがない時もあった。

⑤文部省や長崎県などに授与される賞

第5中学区において、賞を授与された人はいなかった。

4 長崎県の小学校教員の履歴にみる教職キャリア

ここでは、「3長崎県の各中学区における小学校教員の履歴の特徴」で述べた第1中学区から第5中学区までの内容をふまえて、(1)任用前の履歴(学習履歴、職務経験)、(2)任用中の学び、(3)辞職理由と再任用までの学び、(4)教員資格、(5)文部省と長崎県による賞という視角から、長崎県の小学校教員の教職キャリアについて検討する。

(1) 任用前の履歴

①学習履歴

特徴について、3点にまとめる。1つに、「学制」以前における学習として、藩校や郷学校で学ぶ人が多いが、同時に複数の個人について学ぶ人も多い。師匠については、族籍を問わず居住する地域の人について学ぶが、藩命や遊学で他府県に出る時は、出向いた土地の人に学んでいた。中学区によっては複数の教員から名前のあがる師匠が存在し、例えば第4中学区は篠田養拙を確認できる。ただし、任用前の学習履歴において、同じ中学区の複数の教員が特定の師匠に学んでいる例は、多くない。むしろ、それぞれの教員がそれぞれの師匠について学ぶため、多くの師匠の名前があがっており、傾向が見いだしにくい。また、師匠について学ぶ場合、近世から継続して学んでいた人が多く、明治4年に藩校が廃止になっても、そのまま師匠について学び続けたため、社会の変革によって藩校などの学習組織が廃止になっても教員の学習が中断することはほとんどなかった。

2つに、「学制」後の場合、師匠の中に小学校の教員が一定数含まれている点である。例えば、教職に就く前から師匠について学び、師と同じ小学校で同僚として勤務するようになってしまふまま継続して学ぶこともあった。小学校教員に学ぶという人的ネットワークが、教員という進路につながりやすくなっていることも考えられる。

3つに、「学制」前後で学ぶ学問種の変化である。「学制」以前は、ほとんどの人が漢学に関する学問を学んでいた。同時に、「習字」や「算術」を学ぶ人も一定数存在した。「学制」後になると、継続して漢学を学ぶ人も存在するが、「普通学」、「算術」(「筆算」「珠算」)、「洋学」(「英学」)、「修身」を学ぶ人も増えてきた。これらの学問種は、検定試験の科目や長崎県師範学校の学科⁵⁰⁾と重複する内容もある。例えば、明治13年の「長崎県公立小学校教員試験規則」の試験科目⁵¹⁾に「一手跡 楷行草」「一算術 筆算比例三題 珠算利息算三題」があり、他にも漢学や歴史に関わる「十八史略」なども含まれている。ここで、近世・近代を通じて、教員が学んでいた漢学が、近代で求められた新しい学問の習得にどのように関わるか、説明する。結果から述べると、漢学は、洋学や自然科学など近代で必要とされた新しい学問を習得するうえで重要な役割を果たしていた。すでに、別稿に記したが、例えば洋算を学ぼうとする際「数学者は直接外国人について学んだ人以外は、西洋の洋算書を漢文翻訳した中国の書物を使用して学んでいた。つ

まり、洋算を学ぶにしても、漢学の知識がないと」⁵²⁾習得が難しかった。つまり、漢学は近代に求められた学問を習得するための基礎的素養として機能していた。

以上、任用前の履歴についてまとめた。教員が学習履歴として記した学問に関する学習動機に、教員としてふさわしい資質の習得という意識があったのか、については史料の限界があり判断できないが、「学制」後に学んだ学問については、師範学校における試験科目などにも含まれることから、教員免許取得の際に機能すると考えられる。

②職務経歴

「学制」以前において、とりわけ多いのは、藩に関わる職務である。藩校での勤務や城内防衛や「書籍取調方」などの職務を確認できる。ただし、本稿の対象教員には士族出身者が多いため、藩に関わる任務の記述の分量が多いともいえる。そのほかに、村の子どもたちに「漢学」「習字」を教授するという寺子屋師匠のような人もいた。職務内容は、必ずしも教育に関わるものばかりではない。

「学制」後において、最も多いのは教員の経験である。特に、授業生として勤務した後に教員免許を取得して、「教員」になる人がほとんどだった。このことから、教員は初めから有資格教員といえず、無資格教員から有資格教員に移行していくことがわかる。ほかに、少数であるが村長や「筆生」という村の行政職の勤務経験を持つ人や神職と教員の勤務を交互に繰り返す人もいた。では、当該期の教員は、任用前の職務経歴として授業生や行政職や神職以外の職には就いていなかったのか。この見解は注意を要する。なぜなら、本稿で用いた履歴書の目的は、教員の任用にあるため、提出者は履歴書を作成するうえで、記述内容を目的に合わせて取捨選択するからである。教職で必要でないと思われる職務経歴は記さなかつたと考えられる。そのため、履歴書に記された職務経歴は、教職に就く上で意味があると判断された内容になる。

(2) 任用中の学び

特徴について、4点にまとめる。1つに、中学区ごとに傾向がみられることである。具体的に示すと、まず師匠である。中学区ごとに特定の師につく傾向がみられる。任用前は、個人の師匠に関する傾向は見出しつづかたが、任用中の学びについては中学区ごとに特定の師の名前があがる。第1中学区では田中秀実（私塾余学舎）、第3中学区では木村揆一郎、第5中学区では「福地氏」の名前が多くあがる。これらの師匠とその名前をあげた教員は任用中のみの関係ではなく、近世から継続して学んでいる人、任用前や辞職期間に学んでいる人など、任用期間以外の時期にも学んでいた。このように特定の師匠は、居住する中学区の教員ネットワークと関わりを持っていたが、そもそも師匠の中に講習所や小学校の教員も存在しており、自らが教員ネットワークの一部だった。(1)でも述べたが、師匠自身が教員ネットワークに存在するということは、師匠を通じて教職に就くという進路や任用以降も支援を受けられる可能性を有していたと考えられる。次に、学問種である。第5中学区は、4名について任用中の学びの記録があるが、全員が算術を学んでいた。このように、中学区ごとに師匠と学問種に傾向がみられる。

2つに、「学制」以前から学んでいた師匠に継続して学ぶ点である。特に、師匠が小学校や講習所の教員である場合、継続して学ぶ傾向にある。

3つに、教員に必要とされる学問も学んでいる点である。漢学を学ぶ人も多いが、近代の教員に必要とされる洋算や「修身」、洋学、「教授法」を学んだ人も一定数存在した。任用前に学習した学問種は漢学をのぞくと多様だったが、任用中に学んだ学問種は、近代の教員に必要とされる内容が多い傾向にある。

4つに、教員としての質の向上を意識した学びである。先述した学問種も同様であるが、授業生として勤めながら島原講習所で学んだり、「教授法講習」を受講したり、勤務する小学校での「算術会」開催のために「筆算」を学んだりというように、教員にふさわしい学力や教員資格を意識した学びがうかがえる。

(3) 辞職理由と再任用までの学び

辞職理由について、教員の資質に関わる辞職理由に着目すると、1つに教員免許の取得を目指すための辞職がある。具体的には、師範学校入学と検定試験受験である。辞職理由に、家族や自身の病気をあげる人が多いが、教員免許取得を理由にあげる人も同じくらい多い。2つに、学問修業である。辞職した月と同月や翌月に私塾に入門したり、他所に遊学したりした。検定試験受験を理由に辞職した教員の中には受験が終わった月に、漢学修業のために入門した人もいた。このことから、教員免許の取得を理由にあげても、同時に学問修業もしている可能性がある。漢学修業の動機に、教員としてふさわしい資質を養うことがあったか、については本稿の史料だけでは判明しないが、結果として学問修業に入り、その後に教員として復職する人も一定数存在していた。

再任用までの学びについて記した人は多くないため、限定的な見解にとどまるが特徴を示す。師範学校をのぞくと、私塾で学ぶ人が多い傾向にある。特に、第1中学区において学習環境が判明する5名中4名が田中秀実の私塾余学舎をあげた。学問種は、漢学が最も多く、辞職期間中の学びを記録した人のほぼ全員が漢学をあげている。漢学の習得が、近代の新しい学問習得にも機能する点については、すでに述べたが、学問種だけでなく、「誰に学んだか」という師匠にも考慮するべきであろう。例えば、田中に学ぶのは第1中学区だけの教員だけでなく、第2中学区の中にも存在する。学んだ学問種だけでなく、田中秀実という師に学んだことや田中をとりまく人的ネットワークの中で学んだことに意味があるとも考えられる。

上記した以外の当該期における辞職の特徴に、複数回辞職している人が一定数いることと、短期間で復職する人が多い点をあげる。先行研究において、「学制」期の教員は短期間で辞職することが指摘されている⁵³⁾が、辞職後の教員の動向については言及されてこなかった。しかし、本稿の事例より、辞職をしても短期間で復職し、辞職と復職をくりかえす教員の存在もあきらかになった。短期間で復職する人は、自身または家族の病気や家業など「家」の事情を理由に辞職するが多く、その事情について一定の目途がついた段階で復職していたと考えられる。このような理由で辞職する人は、教員の資質を高める行動を選択しない。教員の辞職が教職キャリアに関わるかどうかは、辞職理由やその後の行動までふまえて検討する必要がある。

(4) 教員資格

教育令期において、小学校教員の資格は原則、師範学校の卒業資格であった。さらに、検定試験による教員免許状の取得や、一定の条件を満たせば特別教員免許状の取得も可能であった。ただし、当該期の教員免許は原則として有効期限が定められたため、満期になると検定試験を受験するなどして、新たに教員資格を得る必要があった。本稿の対象の教員において、地域を問わず、ほとんどの教員が教員免許を有しており、その数は47名にのぼる。47名のうち、師範学校など教員養成機関の卒業者は25名、検定試験のみで教員免許を取得した人は22名である。当該期の長崎県は全国の状況と同様に、無資格教員のほう

が多いことが指摘されていたが、本稿の教員は、授業生を経て教員免許を取得していた。また、教員養成機関卒業による教員資格よりも検定試験による教員資格のほうが多い傾向にあるといわれていたが、本稿の事例においては教員養成機関卒業による教員免許取得の割合が、若干高い傾向にあった。

(5) 文部省及び長崎県による賞

12名に授与の記録があるが、そのうち7名は第4中学区の教員であるため、地域的な偏りがある。複数回授与された人も一定数存在し、その中で賞を3回授与されている1名については、師範学校の選挙生に推薦されていた。地区で推薦される師範学校の選挙生の条件として、賞の授与が考慮された可能性もある。小学校などの在学期間や教員として勤務した在職期間に授与された賞は、その後の教職キャリアに影響を及ぼすのか。本稿で史料として用いた履歴書では判明しなかったため、今後の課題としたい。

おわりに

本稿は、小学校や教員養成に関する教育制度の整備が進んだとされる教育令期における小学校教員の資質について、任用時から任用期間を通じた学習履歴及び職務経歴という教職キャリアの視角から検討した。これまでの小学校教員の学習履歴の実態に着目した研究は、教員任用時に提出された履歴書を史料として用いたため、任用時までの解明にとどまった。しかし、本稿は、任用時から任用期間を通じた教員の学習履歴及び職務経歴が判明する長崎県の小学校教員の履歴書を題材としたことで、任用期間のほか、辞職した場合は復職までの学習履歴及び職務経歴も含めて、教員として必要とされた資質の実態の検討が可能になった。その結果、以下の点があきらかになった。

1つに、長崎県の小学校教員には中学区によって、師匠の人的ネットワークが存在し、「任用前」「任用中」「辞職後から再任用まで」の学習を支える学習環境として機能していた可能性がある。近世において、特定の師匠が中学区ごとに存在した様子は、ほぼ確認できず藩校（士族）で学ぶ以外、教員はそれぞれの師匠について学んでいた。しかし、近代に入ると、同じ中学区の教員が特定の師匠に、「任用前」または「任用期間中」など、それぞれの時期で学んでいる様子が判明する。同じ中学区で名前のあがる特定の師匠について、近世で学んだ履歴の無い教員が、「学制」後にその師匠について学び始めることもあった。同じ中学区の教員ネットワークの中にその師匠に学んだ人が複数存在することで、学んだ履歴の無い人もその師匠について学び始めるきっかけになった可能性がある。教職キャリアに関わる学習環境や人間関係は、人を通じて広がる可能性を有しているため、「誰に学ぶか」は、「何を学ぶか」と同じくらい重要な要素である。師匠の中には、小学校または講習所の教員も存在した。その場合、師匠自身が同じ中学区の教員ネットワークの一部でもあるため、師匠は教育対象者が教員として任用される前から、任用以降の学習履歴や職務経歴に強い影響を及ぼすことが考えられる。

2つに、長崎県の小学校教員が学んだ学問種について、「学制」以前において漢学は必ず学ぶものであり、「習字」「算術」も学ぶ傾向にあるもののそれ以外の学問種の傾向を見出しつづく。しかし、「学制」後になると、漢学に加えて、「習字」、算術（「珠算」「筆算」など）、「修身」「普通学」など、近代の教員に必要とされる学問を学ぶようになった。特に、その傾向は任用中の学びにおいて顕著に表れており、例えば「筆算」を学ぶ動機に小学校での「算術会」の開催をあげた教員も存在した。

3つに、本稿の対象である長崎県小学校教員は、授業生（無資格教員）を経て有資格「教員」（有資格

教員) になる経路が最も多かった。よって、当該期の長崎県の小学校教員の多くは初めての任用時から「教員」ではなかったことがわかる。教育令期における教員資格は師範学校卒業にあるが、検定試験による教員免許取得も可能だった。そのため、授業生は学校に勤めながら、教員免許を得るために検定試験や師範学校入学のための準備を要した。また、当該期において教員免許は有効期限を設けたため、教員を続けるには満期になるたびに検定試験などを受験して新たに資格を得る必要があった。任用中の学びの動機と教員資格との相関は、本稿の段階で判然としないが、任用中の学びは近代の教員に必要とされる洋算や洋学、「修身」という学問内容が多い傾向にあった。

4つに、長崎県の小学校の教員にとっての辞職の意味である。すでに「学制」期の長崎県小学校教員の辞職願に記された辞職理由について検討した結果、先行研究で指摘されてきた「待遇劣悪による辞職という以外に、辞職は教職の専門性を高めるためのキャリア選択」⁵⁴⁾という面もあったことを示した。一方で、実際に教員として復職したか、という点について課題として残ったが、本稿により、師範学校進学や学問修業後に復職した教員の存在があきらかになった⁵⁵⁾。特に、当該期の長崎県小学校教員は、授業生から「教員」になる人が多いため、辞職して師範学校へ進学したり、検定試験を受験したりすることは少なくなかったと思われる。このような状況から、辞職は教職の専門性を高めるためのキャリア選択という面があることを指摘できる。

今後の課題として主に2つあげる。1つは、教職キャリアに関わる項目の検討である。本稿では、教職キャリアを構成する項目として学習履歴や職務経歴などをとりあげた。しかし、教職キャリアを構成する項目は他にも考えられるため、学習履歴や職務経歴以外についてもとりあげたい。例えば、教員が「特別教員免許状」を申請する際に、自身が勤めた小学校において、「小学初等全科卒業シタル者モ数多有之」と自身の教育の成果として卒業生数が多いことを強調する。つまり、教育した生徒の成績が教員免許の取得に関わっていた。2つに、文部省や長崎県から授与された賞の「効果」について、あきらかにしたい。例えば、地域から師範学校の選挙生としての推薦を受ける際に賞を授与された人のほうが有利に働くのか、という点である。授与された賞が教職キャリアに関わる可能性もあるため、異なる質の史料を組み合わせて検討したい。

註

- 1) 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、1971年。など
- 2) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史 二』竜吟社、1938-1939年、114頁。
- 3) 「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第一及び第三の2点。履歴書は、任用される際に教員が学務委員などを通じて長崎県に提出する。
- 4) 花井信『山峡の学校史』川島書店、2011年。
- 5) 松尾由希子、山下廉太郎「『学制』成立期の教員の資質能力—近世・近代移行期における群馬県教員の履歴の分析—」『静岡大学教育研究』10、2014年。
- 6) 第1中学区は長崎、諫早など、第2中学区は大村、波佐見町など、第3中学区は島原など、第4中学区は平戸、佐世保、壱岐、厳原など、第5中学区は福江などになる。
- 7) 前掲註1)、38~41頁。
- 8) ただし、牧氏は3点の変更点(同上書、65頁。)について、指摘する。1つに公立だけでなく官立や私立を含むすべての小学校の教員は、官公立の師範学校の卒業証書を必要とした。2つに、教員検定方式

について、教員免許状を授与する制度を設けた。3つに、小学校教員資格の取得に「品行要件」が加わった。

- 9) 同上書、74~77頁。
- 10) 同上書、80頁。
- 11) 『文部省第12年報（明治17年）』第1冊、宣文堂書店（復刻発行所）、1966年復刻、24頁。
- 12) 『文部省第8年報（明治13年）』第1冊、宣文堂書店（復刻発行所）、1966年復刻、15頁。
- 13) 前掲註11)、24頁。『文部省第13年報（明治18年）』第1冊、宣文堂書店（復刻所発行）、1967年、28頁。
- 14) 同上書、『文部省第13年報（明治18年）』、28頁。
- 15) 長崎県教育会『長崎県教育史 上巻』臨川書店、1975年、817頁。
- 16) 佐賀県は、明治9年（1876）4月に三潴県に合併されたが、8月には三潴県廃止により長崎県に編入し、第6中学区から第8中学区に区分された。その後、明治16年（1883）5月に長崎県から分離した。
- 17) ただし明治15年以降、全国的に経済恐慌の影響で就学率の減少がみられるようになった。
- 18) 前掲註13)、『文部省第13年報（明治18年）』、19頁。
- 19) 長崎県史編集委員会『長崎県史 近代編』吉川弘文館、1976年、773頁。
- 20) 『文部省第12年報（明治17年）』第2冊、宣文堂書店（復刻発行所）、1966年復刻、44頁。
- 21) 前掲註15)、852~853頁。
- 22) 『文部省第13年報（明治18年）』第2冊、宣文堂書店（復刻所発行）、1967年復刻、196頁。
- 23) 松尾由希子「『学制期』の小学校教員の辞職にみる教職観—長崎県教員の履歴史料の分析—」『地方教育史研究』第39号、2018年、4~5頁。
- 24) 明治13年5月11日に制定された「無試験入学者に関する布達」（前掲註15)、870頁。）による。本文であげた以外の条件として、長崎県立中学校で3年以上の課程を卒業した人や官立師範学校で師範本科6か月以上の卒業者も無試験で入学できた。
- 25) 同上書、879~880頁。
- 26) 『文部省第10年報（明治15年）』第2冊、宣文堂書店（復刻発行所）、1966年復刻、194頁。
- 27) 前掲註20)、46頁。
- 28) 前掲註22)、198~199頁。
- 29) 前掲註23)、18頁。
- 30) 長崎県は明治13年の「学務委員事務章程」（『文部省第8年報（明治13年）』第2冊、宣文堂（復刻発行所）、1967復刻、90頁。）の中で学務委員に、「奇特」の教員や授業生及び優等である生徒を具状するよう指示した。この内容をもとに賞を授与している。
- 31) 履歴書は時系列で記していくため、1人の教員が同じ学問種である漢学を3つの時期にわけて記すことはありうる。その際、学問の種類は「漢学」1つと数える。また、1人の教員が「国学」「英学」「算術」と3種類を記した場合、種類が異なるため、3つと数える。
- 32) 松尾由希子「江戸期上層庶民の家の蔵書に関する研究—学習環境の視点から」（博士論文）、2008年、7頁。
- 33) 残り2名は、42歳1名と不明1名である。

- 34) 仙台で学んだ理由や長崎県で教職に就く理由については不明である。
- 35) 個人の師匠として名前があがるのは、田中秀実のほかは「山口凍口」「田中萬石」「諸岡忠二郎」である。田中秀実の私塾は「行余学舎」と記す文献（長崎市小学校職員会編『明治維新後の長崎』名著出版、1973年、276頁。）もあるが、本史料には「余学舎」と記述されているため、「余学舎」を採用した。
- 36) 1名は小学校から中学校までに3回にわたって文部省から「学事勉励」で、1名は小学校時に長崎県庁より3回授与されている。
- 37) 陣内靖彦『日本の教員社会』東洋館出版社、1988年。など
- 38) 長崎県師範学校への進学を理由に、明治9年1月に辞職した人は、同月に進学したが、病気のため退校した。その後、明治13年に入学し、卒業した。
- 39) 2名とも病気で退校したため、卒業していない。
- 40) このうち1名は師範学校に入学したものの自身の病気を理由に退学した。その後検定試験を受験した。
- 41) このうちの1名について、履歴書には「士族」と記されてあるが、明治16年の教員免許状には「長崎県平民」とある。
- 42) 括弧内は、渡辺に学んだ人数をさす。後述する白井や多田の名前の後の括弧内の数字も同様である。
- 43) 2回は授業生時、1回は教員時に辞職している。
- 44) 師匠の名前として医師の山田充廣、宮川安太郎の名前があがる。
- 45) 「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第三
- 46) 「明治十八年 学務課教育挂事務簿 教員以下進退ノ部」第三
- 47) 丸尾分校2名、似首分校2名、浦桑分校1名。
- 48) 3ヶ月2回、9ヶ月1回。
- 49) 卒業は廃校によりできなかった。
- 50) 明治13年2月20日の長崎県布達「長崎県師範学校学則」（前掲註15）、868頁。）に、「文章学、地理学、史学、……修身学、数学…」と学科が示されている。
- 51) 同上書、853頁。
- 52) 前掲註5)、6頁。
- 53) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1967年、52～58頁。
- 54) 前掲註23)、18頁。
- 55) ただし、同上論文（23頁、註59）でも述べたように、学問修業などを理由に辞職し、その後教員として再任用されたとしても、その教員が教職につくことを希望したかどうかというキャリアの選択があきらかになるわけではない。

【付記】

本研究は、学術研究助成基金助成金（若手研究(B)）「近代日本の教職キャリア形成の変遷に関する研究」（課題番号16K17386）の助成を受けたものである。